令和３年第４回知内町議会臨時会

◎　招集年月日　　令和３年１０月１４日（木）
◎　招集の場所　　知内町役場　議場
◎　開会日時　　令和３年１０月１４日（木）　午前９時３０分
◎　閉会日時　　令和３年１０月１４日（木）　午前９時４０分

◎　出席議員

１番	成澤五郎	７番	笠松悦子
２番	山田顕人	８番	木村　一
４番	五十嵐捷爾	９番	谷口康之
５番	吉田峰一	１０番	伊藤政博
６番	松井盛泰		

◎　会議録署名議員　　７番　笠松悦子　　９番　谷口康之

◎　欠席議員　　なし

◎　地方自治法第１２１条第１項の規定により説明のため出席した説明員

町長	西山和夫
副町長	大野　樹
総務課長	西野俊一
生活福祉課長	鳴海英人
保健センター長	（鳴海英人）
地域包括支援センター長	（鳴海英人）
税務会計課長	南　一貴
産業振興課長	三原知明
政策調整課長	長谷川将之
建設水道課長	佐藤和人
教育長	本間茂裕
学校教育課長	帰山亮一
社会教育課長	佐藤辰治
スポーツセンター長	（佐藤辰治）
知内高等学校事務長	南　和敏
学校給食センター長	（帰山亮一）
代表監査委員	西内貞治

◎　本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	森永　茂
議事係	高田貴明

令和３年第４回知内町議会臨時会議事日程

（第１号）　　令和３年１０月１４日（木）午前９時３０分開議

日　程	議 件 番 号	議　　件　　名
第　１		会議録署名議員の指名　７番、笠松悦子君、９番、谷口康之君
第　２		会期の決定について
第　３		議長の諸報告
第　４	議案第　１号	知内町立保育所設置条例の廃止について
第　５	議案第　２号	知内町立湯の里診療所設置条例の一部改正について

● 開会宣言・開議・議事日程

◎ 議　　長（伊藤政博）

おはようございます。

令和３年第４回臨時会にお集まりいただきまして、ありがとうございます。

只今の出席議員数は、９人です。

定足数に達していますので、令和３年第４回知内町議会臨時会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

● 会議録署名議員の指名

◎ 議　　長（伊藤政博）

日程第１、『会議録署名議員の指名』を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第１２７条の規定により、７番、笠松悦子君及び９番、谷口康之君を指名します。

● 会期の決定について

◎ 議　　長（伊藤政博）

次に日程第２、『会期の決定について』を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日１日限りとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日１日に決定しました。

● 議長の諸報告

◎ 議　　長（伊藤政博）

次に日程第３、『議長の諸報告』を行います。

令和３年第３回知内町議会定例会以降における議長の諸報告並びに町長はじめ特別職・管理職員の出席状況については、お手元に配布のとおりでありますので、ご了承願います。

これで、議長の諸報告を終わります。

◎ 議　　長（伊藤政博）

只今、町長から今臨時会に上程しております議案について、説明したい旨の申し出がありました。これを許します。

町長。

◎ 町　　長（西山和夫）

おはようございます。

議員の皆様には、令和３年第４回知内町議会臨時会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

今議会に上程させていただいておりますのは、議案２件であります。

議案第１号の知内町立保育所設置条例の廃止については、令和２年４月から休所しております湯ノ里保育所スペースを湯の里診療所として利用するため、保育所設置条例を廃止するものであります。

議案第２号の知内町立湯の里診療所設置条例の一部改正については、現在の湯ノ里町内会館で診療している町立湯の里診療所を湯ノ里小学校内の旧湯ノ里保育所スペースに移設するものであります。

議案の内容につきましては、担当課長の方から説明をさせていただきますので、ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

● 議案第１号　知内町立保育所設置条例の廃止について

◎ 議　　長（伊藤政博）

次に日程第４、議案第１号、『知内町立保育所設置条例の廃止について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（鳴海英人）

議案第１号、知内町立保育所設置条例の廃止について。

知内町立保育所設置条例を廃止する条例を次のように定める。

知内町立保育所設置条例を廃止する条例。

知内町立保育所設置条例（昭和４９年条例第２号）は、廃止する。

附則と致しまして、この条例は、令和３年１０月３１日から施行する。

議案第２号にも関連がございますので、説明資料で内容の方を説明させていただきます。

まず開いていただいて、今現在ですね、湯ノ里保育所として使用していたスペースが１階の３つの教室。一番左端は壁を１枚作りまして、保育所の所長室として使っております。この部分を今後、診療所のスペースとして使用したいということで、保育所の設置条例を廃止致します。その裏面でございますが、拡大図になっております。診療所スペース（案）ということで、所長室は受付の事務室として利用致します。それから隣の部屋は診察室ということで。そして真ん中の教室、ここが待合室ということで考えております。それから一つ、待合室②というのがスペース空いておりますが、今後ですね、３回目の例えばコロナウイルスの接種だとかいろいろなことに対応できるように、このスペースを、余裕分を確保しております。議案第１号の説明については、以上です。よろしくご審議お願い致します。

◎　議　　長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

８番、木村君。

◎　８　　番（木村　一）

今、例えば湯の里診療所の診療所スペースの（案）ということで、裏の方に拡大版で出ているけども、患者さんのトイレだとかは、例えば手洗い場だとかは生徒と共有になるんですね。

◎　議　　長（伊藤政博）

今、８番議員の質疑でありますけども、議案第２号の方に設置条例もありますので、そちらの方でお願いしたいと思います。よろしいですか。

他に質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第１号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

●　議案第２号　知内町立湯の里診療所設置条例の一部改正について

◎　議　　長（伊藤政博）

次に日程第５、議案第２号、『知内町立湯の里診療所設置条例の一部改正について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

生活福祉課長。

◎　生活福祉課長（鳴海英人）

議案第２号、知内町立湯の里診療所設置条例の一部改正について。

知内町立湯の里診療所設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

知内町立湯の里診療所設置条例の一部を改正する条例です。

新旧対照表が下の方に書かれております。設置条例の一部を改正する条例と致しましては、条例第３条、現行、湯ノ里町内会館の方で診療所を開設しております。現在の地番が湯の里８２番地３に設置することになっておりますが、改正後の（案）と致しましては、湯ノ里小学校の地番でございます湯ノ里１５６番地６１に設置する。

附則と致しまして、この条例は、令和３年１２月１日から施行するということでございます。内容については、以上でございます。よろしくご審議お願い致します。

◎　議　　長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

８番、木村君。

◎　８　　番（木村　一）

改めて質問します。先ほど質問した湯の里診療所のトイレだとか手洗い場、それは湯ノ里の子ども達と、まだ統廃合まで半年程ありますので、その間に患者さんとの共有区間になるのか、ならないのか、その辺ちょっとお願いします。

◎　議　　長（伊藤政博）

生活福祉課長。

◎　生活福祉課長（鳴海英人）

ご説明致します。湯の里診療所の診療日は、金曜日の午後から、土曜日の午前中、２日間になっております。小学校の児童と同じスペースを共有するということではなく、金曜日の午後は今現在、児童に関しては２階のトイレ利用しておりますので、校舎平面図という最初の方に書かれている図面のですね、保育室で赤で囲まれた右上の多目的ホールのところに湯の里保育所のトイレとして改修したトイレがございます。ここは大人も使えるようなスペースになっております。ですから、金曜日の午後に関しては、こちらの方は診療所のトイレとして使わせていただくことで小学校とは協議しております。土曜日は子ども達いないので、トイレは基本的にこちらのトイレを利用するということで考えております。以上です。

◎　議　　長（伊藤政博）

他に質疑ありませんか。

８番、木村君。

◎　８　　番（木村　一）

そしたら、患者さんと学校の生徒達は、一応子どもの授業だとか出席する時でない時に湯の里診療所が開設することで、その後の清掃だとかは、きちんとやっぱりできるように体制はとってあるの。

◎　議　　長（伊藤政博）

生活福祉課長。

◎　生活福祉課長（鳴海英人）

ご説明致します。今現在ですね、町内会館にある診療所についても、毎週、清掃員を臨時雇用して、清掃していただいております。その形をですね、移転した後も継続して、診療後にも清掃に入るという体制をとろうということで考えております。以上です

◎　議　　長（伊藤政博）

他に質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第２号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

●　閉会宣言

◎　議　　長（伊藤政博）

これで、本日の日程は全部終了しました。

これにて会議を閉じます。

令和３年第４回知内町議会臨時会を閉会します。

どうもご苦労様でした。

（　閉会　午前９時４０分　）